



議会の議決を経ずに購入した 教師用指導書等について

柏市契約及び財産取得処分条例において、予定価格が 2,000 万円以上の財産取得の場合、議会の議決を経なければならないと定められております。この度、令和 2 年度から 6 年度に購入した小学校及び中学校教師用指導書等について、議会の議決を経ずに購入した契約が 6 件あることが判明しました。関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

1 対象案件(契約相手先 2 件) ※令和 2・3 年度は実績額, 令和 6 年度は予定価格

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 6 年度
契約内容		小学校教師用 指導書等	中学校教師用 指導書等	小学校教師用 指導書等
金額	A 社	59,213,468 円	23,452,779 円	82,484,523 円
	B 社	65,898,457 円	25,886,274 円	82,484,523 円

2 経緯及び原因

教師用指導書等の購入においては、「学級数や教員数が直前まで確定しないこと」「その都度契約事務が発生しないため、納品までの時間が短く授業に支障をきたさないこと」などの理由から「単価契約」による購入を行ってまいりました。単価契約は、購入総量及び購入金額が確定しない契約方式であるため、単価契約による財産の取得は、地方自治法や柏市契約及び財産取得処分条例で定める議決の対象にはならないとの認識のもと、議案の提出を行っていませんでした。

しかしながら、他自治体の報道発表を受け、改めて契約関係書類を確認したところ、小学校及び中学校教師用指導書等の購入に際し、財産取得の予定価格が 2,000 万円以上のものが、令和 2 年度以降、計 6 件あることがわかりました。

このことについて、庁内で協議したところ、本件は、単価契約による財産取得であっても議決を経るべきものであったとの判断に至りました。

3 今後の対応

令和 6 年第 3 回柏市議会定例会において、財産の取得の追認を求める議案を提出する予定です。

4 再発防止

議会の議決に付すべき財産の取得基準について職員に徹底するとともに、契約事務手続きを進める際のチェック体制を強化し、適正な事務処理を徹底してまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市教育委員会学校教育部指導課

電話 04-7191-7369 / FAX 04-7191-7380